

平成20年2月7日

第 5 回

国民健康保険運営協議会 協議資料

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 国民健康保険事業収支決算状況及び見込み |
| 資料 2 | 米子市国民健康保険料(税)収納状況(見込) |
| 資料 3 | 国民健康保険加入状況(見込)
国民健康保険一般被保険者・退職被保険者数(見込数) |
| 資料 4 | 平成20年度国民健康保険事業制度改正による歳入・歳出
平成20年度国民健康保険料の徴収方法の変更 |
| 資料 5 | 平成20年度の保険料算定の基本的考え方 |

米子市市民人権部保険年金課

資料 1

国民健康保険事業収支決算状況及び見込み

(単位:千円)

区 分			平成20年度	平成19年度	平成18年度
			市長内示額	決算見込額	決算額
保険料(税)	医療給付費分	1	2,499,053	3,870,991	3,876,664
	後期高齢者支援金分	2	850,437		
	介護納付金分	3	325,348	321,405	309,282
	合 計		3,674,838	4,192,396	4,185,946
国庫支出金	療養給付費負担金	4	1,571,485	2,044,446	2,049,114
	老人保健医療費負担金	5	182,063	715,793	691,225
	高額共同事業負担金	6	65,607	61,812	51,612
	財政調整交付金	7	859,586	1,288,830	1,130,108
	特定健診等負担金	8	19,588		
	計		2,698,329	4,110,881	3,922,059
療養給付費交付金		9	1,276,248	3,324,657	2,940,106
前期高齢者交付金		10	2,618,878		
県支出金	高額共同事業負担金	11	65,607	61,812	51,611
	財政調整交付金	12	622,714	725,342	524,818
	特定健診等負担金	13	19,588		
	計		707,909	787,154	576,429
共同事業交付金		14	1,626,778	1,532,672	897,173
繰入金	保険基盤安定	17	393,154	668,141	694,460
	職員給与費等	18	188,113	305,739	254,761
	出産育児一時金等	19	46,900	43,400	43,267
	財政安定化支援事業	20	0	20,000	20,000
	その他	21	0	0	0
	基金繰入金	22	1	1	1
	計		628,168	1,037,281	1,012,489
前年度繰越金		23	519,616	759,501	593,091
諸収入	延滞金	24	800	800	1,393
	預金利子	25	5	1	3
	返納金	26	600	600	674
	第三者納付金	27	11,000	11,000	20,386
	その他	28	46,529	23,657	21,863
	計		58,934	36,058	44,319
歳入合計			13,809,698	15,780,600	14,171,612

区 分			平成20年度	平成19年度	平成18年度	
			市長内示額	決算見込額	決算額	
総務費	総務管理費	人件費	188,113			
		管理費	41,338			
		小計	29	229,451	188,868	188,595
	徴収費	30	51,191	68,439	48,360	
	運営協議会費	31	408	305	168	
	特別対策事業費	32	48,986	46,355	47,649	
	計		330,036	303,967	284,772	
保 険 給付費	一般分	療養給付費	33	6,565,492	5,262,424	4,967,958
		療養費	34	31,909	25,979	25,594
		高額療養費	35	763,367	562,040	574,422
		移送費	36	700	0	0
		出産育児一時金	37	70,350	72,100	64,900
		葬祭費	38	6,120	19,440	18,360
		計		7,437,938	5,941,983	5,651,234
	退職分	療養給付費	39	1,040,199	3,262,438	3,029,040
		療養費	40	5,174	16,398	14,422
		高額療養費	41	71,501	222,085	241,490
		移送費	42	450	0	0
		計		1,117,324	3,500,921	3,284,952
		審査支払手数料	43	35,872	35,145	33,515
		合 計		8,591,134	9,478,049	8,969,701
	後期高齢者支 援金等	後期高齢者支援金	44	1,402,547		
後期高齢者関係事務費拠出金		45	198			
計			1,402,745			
前期高齢者納 付金等	前期高齢者納付金	46	0			
	前期高齢者関係事務費拠出金	47	220			
	計		220			
老人保健拠出 金	医療費拠出金	48	579,448	2,631,688	2,421,350	
	事務費拠出金	49	3,832	45,639	45,299	
	計		583,280	2,677,327	2,466,649	
	介護納付金	50	734,220	730,591	745,335	
	共同事業拠出金	51	1,758,007	1,561,742	855,744	
保 健 事業 費	保健事業費	52	40,339	75,057	70,617	
	特定健診等事業費	53	139,150			
	計		179,489	75,057	70,617	
諸 支 出 金	一般分	還付金	54	8,730	3,625	3,286
		還付加算金	55	131	39	53
		償還金	56	0	77,291	14,772
		被保険者還付金	57	300	99	0
	退職分	還付金	58	434	505	1,033
		還付加算金	59	18	15	21
		償還金	60	0	0	0
	計		9,613	81,574	19,165	
予 備 費	61	220,824	17,815	0		
基金積立金	62	130	485	128		
	歳 出 合 計		13,809,698	14,926,607	13,412,111	
累積繰越額		-	853,993	759,501		
単年度収支		-	94,492	166,410		

米子市国民健康保険料(税)収納状況(見込)

資料 2

【単位:円】

新米子市

旧米子市分のみ

旧米子市

区 分		平成19年度(見込)		平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
		見込額	前年度対比				
調定額(A)	現年度分	4,449,951,207	99.96%	4,451,731,900	4,382,352,500	4,133,888,200	4,069,868,000
	滞納繰越分	1,148,986,767	96.75%	1,187,583,222	1,206,820,183	1,048,900,395	924,005,107
	合計	5,598,937,975	99.28%	5,639,315,122	5,589,172,683	5,182,788,595	4,993,873,107
収入額(B)	現年度分	3,982,706,330	100.18%	3,975,637,880	3,889,527,352	3,641,597,871	3,581,176,012
	滞納繰越分	209,690,085	99.72%	210,270,444	210,835,914	166,269,255	157,466,664
	合計	4,192,396,416	100.15%	4,185,908,324	4,100,363,266	3,807,867,126	3,738,642,676
収入未済額 (A) - (B) (C)	現年度分	467,244,877	98.14%	476,094,020	492,825,148	492,290,329	488,691,988
	滞納繰越分	939,296,682	96.11%	977,312,778	995,984,269	882,631,140	766,538,443
	合計	1,406,541,559	96.78%	1,453,406,798	1,488,809,417	1,374,921,469	1,255,230,431
不納欠損額 (D)	現年度分	500,000	85.08%	587,700	417,400	1,033,700	966,896
	滞納繰越分	280,000,000	97.44%	287,342,187	283,650,105	199,226,034	191,726,440
	合計	280,500,000	97.42%	287,929,887	284,067,505	200,259,734	192,693,336
還付未済額 (E)	現年度分	0	0.00%	233,400	447,000	794,100	287,900
	滞納繰越分	0	0.00%	47,900	25,000	6,500	0
	合計	0	0.00%	281,300	472,000	800,600	287,900
繰越額 (滞納繰越額) (C) - (D) + (E) (F)	現年度分	466,744,877	98.11%	475,739,720	492,854,748	492,050,729	488,012,992
	滞納繰越分	659,296,682	95.55%	690,018,491	712,359,164	683,411,606	574,812,003
	合計	1,126,041,559	96.59%	1,165,758,211	1,205,213,912	1,175,462,335	1,062,824,995
収納率 (B) / (A)	現年度分	89.50%	0.19%	89.31%	88.75%	88.09%	87.99%
	滞納繰越分	18.25%	0.54%	17.71%	17.47%	15.85%	17.04%
	合計	74.88%	0.65%	74.23%	73.36%	73.47%	74.86%

資料 3

1 国民健康保険加入状況(見込)

[単位:人]

年齢階層	国民健康保険被保険者数						住民基本台帳	
	H18.4月末現在		H19.4月末現在		H20年見込数	H19.4月末現在		
0～9	2,500	40,583	2,379	12,272	39,879	40,000	14,643	
10～19	2,699		2,585				12,837	15,216
20～29	3,526		3,272					16,845
30～39	4,015		4,036					21,057
40～49	3,223		15,127	3,206			14,770	17,526
50～59	6,542		12,716	6,211			12,837	21,904
60～64	5,362		6,425	5,353			8,496	
65～69	6,301		6,412	7,891				
70～74	6,415		13,486	13,486			-	16,698
75～	12,860		12,860	13,486			13,486	-
計	53,443		53,365		40,000	149,998		
			国民健康保険世帯見込数		22,640			

2 国民健康保険一般被保険者・退職被保険者数(見込数)

各年4月末

年齢階層	17年	18年	19年		20年(見込)	
	一般	一般	一般	退職	一般	退職
0～2	723	698	647	0	647	0
3～6	1,054	995	954	1	954	1
7～64	23,482	23,006	22,511	2,929	21,862	3,049
65～69	2,435	2,471	2,654	3,771	7,075	0
70～74	4,544	3,842	3,056	3,356	6,412	0
小計	32,238	31,012	29,822	10,057	36,950	3,050
合計	32,238	31,012	39,879		40,000	

【平成20年度国民健康保険事業制度改正による歳入・歳出】

後期高齢者医療制度創設関係

後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳以上の国民健康保険加入者(被保険者)がすべて後期高齢者医療制度に移行する。

被保険者見込数が約40,000人、世帯見込数が22,640世帯となる。

後期高齢者支援金の創設

保険料軽減世帯数が約4,000世帯減少し、約12,000世帯となる。

後期高齢者医療制度創設に伴い、老人保健制度が廃止となるが、平成19年度会計が平成19年3月～翌年2月までのため、平成20年3月分の老人保健制度に関する予算措置をする。

葬祭費支給対象者の75歳以上の割合が、約75%となる。

前期高齢者(65歳～74歳まで)支援制度創設関係

退職者医療制度が「前期高齢者支援制度」に移行され、65～74歳までの方が対象となる。

被保険者12,800人

退職者医療制度の対象者が65歳未満となり、対象者3,300人となる。

70歳～74歳までの医療機関窓口での一部負担割合について

現行、1割負担の方は、平成20年4月から2割負担になることが既に法制化されているが、平成20年4月～平成21年3月までの1年間については、これを凍結し、1割負担とする。

ただし、保険者からの保険給付については8割とし、凍結部分の財源については、国が負担する。

区分	窓口負担割合	保険給付割合	国庫負担割合
平成20年4月～21年3月	1割	8割	1割

【平成20年度国民健康保険料の徴収方法の変更】

普通徴収 平成19年度と同様、7月～2月までの8回での納付。

特別徴収(原則、次の条件を満たす方)

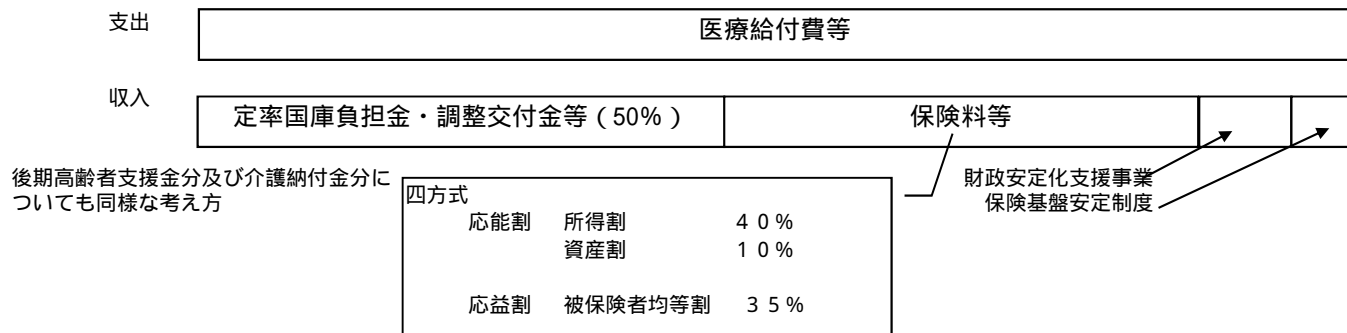
- ・年金給付額が年額18万円以上ある方
- ・介護保険料の特別徴収対象者
- ・介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、特別徴収の対象となる年金給付額の1/2に相当する額を下回る方
- ・国民健康保険の加入世帯の世帯主及び被保険者が、すべて65歳～75歳未満である方

平成20年10月から実施。10月から隔月で年金から天引き。

ただし、7月～9月までの3回は普通徴収とする。

区 分		普通徴収の方	特別徴収の方
			10月実施
平成20年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
平成21年	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
平成22年	1月		
	2月		
	3月		

【平成20年度の保険料算定の基本的考え方】



保険料の算定方法

平成20年度以降、保険料を充てる国民健康保険事業に要する費用に、前期高齢者支援金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含めるようになる。

保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（40歳から64歳までの方）の合算額となります。

平成19年

基礎賦課額

(療養の給付費等に要する費用見込額 + 老人保健拠出金の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

賦課限度額 56万円

介護納付金賦課額

40歳から64歳までの被保険者（介護2号被保険者）で、40歳に達した月から賦課がはじまり、65歳に達する月の前月までの介護納付金分を年度で納める。

平成20年

基礎賦課額

(療養の給付費等に要する費用見込額 + 前期高齢者納付金等の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

後期高齢者支援金等賦課額

(後期高齢者納付金等の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

賦課限度額 12万円

介護納付金賦課額

40歳から64歳までの被保険者（介護2号被保険者）で、40歳に達した月から賦課がはじまり、65歳に達する月の前月までの介護納付金分を年度で納める。